

『衛生管理 上 第1種用』（第12版）の訂正のお知らせ

『衛生管理 上 第1種用』に誤りがありました。

正しくは以下のとおりです。お詫びして訂正いたします。

中央労働災害防止協会

2022.7

※下線部が訂正箇所になります。

p 231

表 7-14 有機溶剤健康診断の実施項目

| |
|--|
| 1 業務の経歴の調査 |
| 2 <u>作業条件の簡易な調査</u> |
| 3 <u>有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、有機則別表のうち5に関する検査項目（表7-15のそれぞれの有機溶剤についての検査項目）についての既往の検査結果の調査並びに6～8及び10～13の項目についての既往の異常所見の有無の調査</u> |
| 4 <u>有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査</u> |
| 5 <u>尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査（前回の健康診断でこの検査を受け、医師が必要でないと認めるときは省略できる）</u> |
| 6 貧血検査（血色素量，赤血球数） |
| 7 肝機能検査（GOT, GPT, γ -GTP） |
| 8 眼底検査 |
| 〈上記の他，医師が必要と認める者に行う追加項目（全部又は一部実施）〉 |
| 9 作業条件の調査 |
| 10 貧血検査 |
| 11 肝機能検査 |
| 12 <u>腎機能検査</u> |
| 13 <u>神経学的検査</u> |

※5～8は、有機則別表に定められた有機溶剤について実施すべき項目

p 233 7行目

| | |
|---------------|------------------------|
| 誤 | 正 |
| 及びその後3カ月以内ごと… | 及びその後 <u>6</u> カ月以内ごと… |

表 7-16 鉛健康診断の実施項目

| | |
|----|--|
| 1 | <u>業務の経歴の調査</u> |
| 2 | <u>作業条件の簡易な調査</u> |
| 3 | <u>鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに5,6の項目についての既往の検査結果の調査</u> |
| 4 | <u>鉛による自覚症状及び他覚症状と通常認められる症状の有無の検査</u> |
| 5 | <u>血液中の鉛の量の検査</u> |
| 6 | <u>尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査</u> (前回の健康診断で5,6についての検査を受け、医師が必要でないと認めるときは省略できる) <医師の判断により追加する項目> |
| 7 | <u>作業条件の調査</u> |
| 8 | <u>貧血検査</u> |
| 9 | <u>赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査</u> |
| 10 | <u>神経学的検査</u> |

表 7-17 四アルキル鉛健康診断の実施項目

| | |
|----|--|
| 1 | <u>業務の経歴の調査</u> |
| 2 | <u>作業条件の簡易な調査</u> |
| 3 | <u>四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに5,6の項目についての既往の検査結果の調査</u> |
| 4 | <u>いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の自覚症状又は他覚症状の有無の検査</u> |
| 5 | <u>血液中の鉛の量の検査(前回の健康診断で検査を受け、医師が必要でないと認めるときは省略できる)</u> |
| 6 | <u>尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査(前回の健康診断で検査を受け、医師が必要でないと認めるときは省略できる)</u> <医師の判断により追加する項目> |
| 7 | <u>作業条件の調査</u> |
| 8 | <u>貧血検査</u> |
| 9 | <u>赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査</u> |
| 10 | <u>神経学的検査</u> |

p 242 表 7-24 化学物質のばく露分布

- ・スチレンの行を削除
- ・トリクロロエチレンの行を削除
- ・テトラクロロエチレンの行を削除

P257 上2行～同ページ下記に差し替え

① 一般労働者・管理監督者・裁量労働制労働者

(1) 1月の時間外・休日労働時間が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者であって、申出を行った者に対しては、医師による面接指導を確実に実施しなければならない(義務)。

(2) 1月の時間外・休日労働時間が80時間を超えた者に対しては、本人の申出がない場合でも、医師による面接指導を実施するよう努める。

(3) 1月の時間外・休日労働時間が45時間を超える労働者で、健康への配慮が必要と認められた者については、医師による面接指導等の措置を講ずることが望ましい。

② 研究開発業務従事者

(1) 1月の時間外・休日労働時間が100時間を超える者に対しては、本人の申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を確実に実施しなければならない(罰則付き義務)。

(2) ①(1)、(2)、(3)と同じ。

③ 高度プロフェSSIONAL制度の該当者

(1) 対象労働者が事業所内において作業した時間と事業場外において作業した時間の合計を「健康管理時間」といい、その健康管理時間が1週間当たり40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月あたり100時間を超えた者に対しては、本人の申出の有無にかかわらず、医師による面接指導を確実に実施しなければならない(罰則付き義務)。

(2) 高度プロフェSSIONAL制度該当者((1)に該当する者を除く)であって、申出を行ったものに対しては医師による面接指導を確実に実施するよう努める。

P.258 15行目 新規追加

エ 医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録

① 事業者は、面接指導を実施した労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴かなければならない。

② 医師の意見聴取は、面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適当である。

③ 面接指導の結果の記録は、面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保存することで足りる。

④ 事業者は、面接指導等の記録を作成し、5年間保存すること。

オ 事後措置の実施の際に留意すべき事項

① 事業者は、医師の意見を勘案して、必要と認める場合は、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な措置を実施しなければならない。

② 面接指導により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、必要に応じて精神科医等と連携をしつつ対応を図る。

③ 特にメンタルヘルス不調に関して、面接指導の結果、労働者に対し不利益な取扱いをしてはならないことに留意する必要がある。